

順序	手続項目	提出先 受領相手	備 考	様 式	条 例 (施行規則)
1	工事着手届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 <ul style="list-style-type: none"> a. 都町計画法第29条に基づく開発許可を要する開発事業の場合→開発許可証の写し b. 宅地造成等規制法第8条に基づく宅地造成許可を要する開発事業の場合→宅地造成許可証の写し c. 道路の位置の指定を受けようとする開発事業の場合→事前協議書のかがみの写し d. 建築行為及び用途変更を目的とする開発事業の場合→建築確認済証の写し ・提出部数 1部 	工事着手届 (様式第30号)	第38条 (第58条)
2	中間検査届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査を要する開発事業 <ul style="list-style-type: none"> a. 町に帰属又は寄付する公共施設等及びその用地がある場合 b. 開発事業完了後移管を受ける公共施設において工事写真等で確認が困難であり中間検査が必要であると担当課が判断した場合 ・中間検査の時期 <ul style="list-style-type: none"> a. 帰属又は寄付を受ける公共施設の区域が工作物等で明確になった段階 b. 開発事業完了後移管を受ける公共施設において、工事写真等で確認が困難であり中間検査が必要である事業については、その工程が確認できる段階 ・添付書類 (別表5参照) 【委任状、開発協定書の写し、位置図、土地利用計画図、給水計画図、排水計画図、造成計画平面図・断面図、開発道路横断面図・縦断面図、工事施工中の写真、その他町長が必要と認めるもの】 ・提出部数 1部 <p>※中間検査を受けようとする7日前までに提出してください。</p>	中間検査届 (様式第32号)	第40条 (第60・61条)
3	中間検査の実施 (結果の通知)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・用地の帰属又は寄付を受ける公共施設の区域を登記上の分筆を行う前に確認します。 ・検査の結果、開発協定 (又は事前協議) の内容に適合していないときは検査結果是正通知書により通知します。 ・是正したときは4工事完了届の提出までに検査是正内容措置報告書を提出してください。(担当課及び都市政策課) 	検査結果是正通知書 (様式第33号) 検査是正内容措置報告書 (様式第34号)	
4	工事完了届の提出	猪名川町へ	<ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 (別表4参照) 【委任状、開発協定書の写し、位置図、土地利用計画図、給水計画図、排水計画図、造成計画平面図・断面図、開発道路横断面図・縦断面図、工事施工中の写真、新旧地番対照表、登記事項証明書 (土地)、その他町長が必要と認めるもの】 ・提出部数 1部 	工事完了届 (様式第31号)	第39条 (第59条)
5	完了検査の実施 (結果の通知)	—	<ul style="list-style-type: none"> ・検査の結果、検査結果是正通知書により是正内容を通知します。 ・是正したときは検査是正内容措置報告書を提出してください。(担当課及び都市政策課) ・全ての検査是正内容措置報告書の提出を確認後、完了検査終了通知書を発行します。 	検査結果是正通知書 (様式第33号) 検査是正内容措置報告書 (様式第34号) 完了検査終了通知書 (様式第35号)	第40条 (第61条)
6	公共施設等の帰属等・移管	猪名川町へ	<p>≪帰属の場合≫ 公共施設等用地帰属申出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 【委任状、位置図、土地利用計画図、登記承諾書 (原本)、印鑑証明 (原本)、資格証明 (原本)、登記事項証明 (原本)、地籍図 (原本)、地積測量図 (原本)、その他町長が必要と認めるもの】 <p>≪移管の場合≫ 公共施設等移管申出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付書類 【委任状、位置図、土地利用計画図、地積測量図 (原本)、その他町長が必要と認めるもの】 ・提出部数 1部 <p>※移管又は用地の帰属の申出書の提出がなければ、完了検査終了通知書は発行できません。</p> <p>※移管又は用地の帰属の処理が終わったときは、引継完了通知書により通知します。</p>	公共施設等移管申出書 (様式第36号) 公共施設等用地帰属申出書 (様式第37号) 引継完了通知書 (様式第38号)	第41・43条 (第62条・63条・64条)